

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	筑波学園看護専門学校
設置者名	一般財団法人筑波麓仁会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科(新課程)	夜・通信	840 時間	240 時間	
	看護学科(旧課程)	夜・通信	240 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			

(備考) 令和4年4月1日新学則施行のため、1・2学年は新学則(新課程)、3学年は旧学則(旧課程)による。

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載(https://tgns.gakuen-hospital.com/)
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	筑波学園看護専門学校
設置者名	一般財団法人筑波麓仁会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	筑波学園看護専門学校運営会議
役割	筑波学園看護専門学校の教育活動及び学校運営に活用する。 【審議事項】 ・教育方針及び教育計画に関する事項 ・学生の進路指導に関する事項 ・学校評価に関する事項 ・構成員の選任

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一般財団法人筑波麓仁会常務理事	2年(2023.6.1～2025.5.31)	実習受け入れ施設設置者役員
一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院副院長兼看護部長	2年(2023.6.1～2025.5.31)	実習受け入れ施設副院長兼看護部長
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	筑波学園看護専門学校
設置者名	一般財団法人筑波麓仁会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>12月 教育課程の内容検討 2月 教務会議において審議 3月 授業計画の決定 4月 授業計画の公開</p>	
授業計画書の公表方法	教務室で閲覧及び配布可能
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則 28 条に基づき学業成績は学科試験及び実習成績より評定する。 ・学則 29 条に基づき授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目について試験及び実習の評価を行う。この場合の評価の方法については、別に定める。 ・学生は所定の授業時間数の 3 分の 2 以上出席した科目に限り、学科試験及び実習評価を受けることができる。出欠席に関する事項については別に定める。 ・学科試験及び実習評価は満点を 100 点とし 60 点以上を合格とする。科目(各看護学実習を含む)の成績は授業科目ごとに次の基準で評価する。 <p>A 合格：80 点から 100 点 B 合格：70 点から 79 点 C 合格：60 点から 69 点 D 不合格：60 点未満 ※100 点満点法</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 各学生等の履修科目の成績に基づき、あらかじめ設定した算出法により、履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均を算出している。学則28条に基づき学業成績は学科試験及び実習成績より評定する。</p> <p>【学修の評価】学則29条に基づき学修の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目について試験及び実習の評価を行う。この場合の評価の方法については、別に定める。 ・学生は所定の授業時間数の3分の2以上出席した科目に限り、学科試験及び実習評価を受けることができる。出欠席に関する事項については、別に定める。 ・学科試験及び実習評価は満点を100点とし60点以上を合格とする。科目(各看護学実習を含む)の成績は授業科目ごとに次の基準で評価する。 <p>A合格：80点から100点 B合格：70点から79点 C合格：60点から69点 D不合格：60点未満 ※100点満点法</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生便覧・実習要項は教務室内で閲覧及び配布可能
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定方針については、科学思考を基盤とした看護の実践力に必要な知識、技術、態度を習得し、保健、医療、福祉に貢献しうる看護師を育成する。 学生が当該科目の試験に合格した時は、当該授業科目について単位を認定する。 学則第31条に基づき、学校長は、第4条に規定する修業年限以上在学し且つ、第10条に定める授業科目を履修して、規定の単位を修得した者について職員会議の卒業認定の儀を経て、卒業認定する。 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない者とする。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学生便覧は教務室内で閲覧及び配布可能

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	筑波学園看護専門学校
設置者名	一般財団法人筑波麓仁会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	教務室内で閲覧および配布可能
収支計算書又は損益計算書	教務室内で閲覧および配布可能
財産目録	教務室内で閲覧および配布可能
事業報告書	教務室内で閲覧および配布可能
監事による監査報告（書）	教務室内で閲覧および配布可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3130 単位時間/単位	1660 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1470 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		96人	人	9人	39人	48人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 12月 教育課程の内容検討 2月 教務会議において審議 3月 授業計画の決定 4月 授業計画の公開
成績評価の基準・方法
（概要）・学則28条に基づき学業成績は学科試験及び実習成績より評定する。 ・学則29条に基づき授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目にについて試験及び実習の評価を行う。この場合の評価の方法については、別に定める。 ・学生は所定の授業時間数の3分の2以上出席した科目に限り、学科試験及び実習評価を受けることができる。出欠席に関する事項については別に定める。 ・学科試験及び実習評価は満点を100点とし60点以上を合格とする。科目（各看護学実習を含む）の成績は授業科目ごとに次の基準で評価する。 A 合格：80点から100点 B 合格：70点から79点 C 合格：60点から69点 D 不合格：60点未満 ※100点満点法
卒業・進級の認定基準

<p>(概要) ・卒業の認定方針は、科学思考を基盤とした看護の実践力に必要な知識、技術、態度を習得し、保健、医療、福祉に貢献しうる看護師を育成する。</p> <p>・卒業の認定基準は、学則第 31 条に基づき、学校長は、第 4 条に規定する修業年限以上在学しかつ、第 10 条に定める授業科目を履修して、規定の単位を修得した者について職員会議の卒業認定の議を経て、卒業認定する。</p> <p>・欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については卒業不認可とする。</p> <p>・進級の認定基準は、学則第 28 条に基づき学業成績は学科試験及び実習成績より評定する。学則第 29 条に基づき授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目について試験及び実習の評価を行う。この場合の評価の方法については、別に定める。</p> <p>・学生は所定の授業時間数の 3 分の 2 以上出席した科目に限り、学科試験及び実習評価を受けることができる。出欠席に関する事項については、別に定める。</p> <p>・前条に規定する学科試験及び実習評価は満点を 100 点とし 60 点以上とする。学則第 30 条に基づき、学校長は、学生が前条の試験に合格したときは、当該授業科目について単位を認定する。</p>
学修支援等
(概要) 入学前プログラムの実施、入学後個人指導

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33 人 (100%)	人 (%)	33 人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 病院看護師			
(就職指導内容) 就職先のアドバイス・面接指導			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項) 令和 4 年 4 月 1 日新学則施行のため、1・2 学年は新学則(新課程)、3 学年は旧学則(旧課程)による。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
111 人	17 人	15.3%
(中途退学の主な理由) 他の職業選択、学業継続意思低下		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面接指導・学生相談(週 1 回)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	100,000 円	500,000 円	220,000 円	(実習費、施設整備費)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
一般財団法人筑波麓仁会奨学資金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 教務室内で閲覧及び配布可能		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 実習受け入れ施設役員、実習施設病院関係で構成する学校関係者評価委員会により行う。同委員会は、本校が「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づいて行った自己評価結果を基に学校評価を行い、その評価結果を教育活動及び運営に活用することを目的とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一般財団法人筑波麓仁会常務理事	2 年 (2023.6.1 ~ 2025.5.31)	実習受け入れ施設設置者役員
一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院副院長兼看護部長	2 年 (2023.6.1 ~ 2025.5.31)	実習受け入れ施設副病院長兼看護部長
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 教務室内で閲覧及び配布可能		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://tgns.gakuen-hospital.com/
--